

シルバー派遣事業

1 シルバー派遣事業の実施体制

- 派遣元の福島県シルバー人材センター連合会と派遣契約を結びます。
- 県内各センターから、60歳以上の派遣労働会員を派遣します。
- 60歳以上のシルバー派遣のため派遣制限期間はありません。

2 会員の働く形態

- 臨時的・短期的な月10日程度または軽易な業務の週20時間程度の就業です。
- 長期にわたる仕事は、会員がローテーションを組んで就業します。
- 会員は、派遣先の指示(指揮命令)による就業や従業員との混在作業が可能です。

3 派遣できない仕事

- 高齢者にとって、危険・有害な仕事には派遣できません。
- 港湾運送事業、建設業務、警備業務、病院等の医療関係業務には派遣できません。

4 派遣料金

- 派遣料金は、派遣会員の賃金+事業運営経費+消費税です。最低賃金は守る必要があります。
- 派遣料金は、福島県シルバー人材センター連合会にお支払いいただきます。

5 労災保険への加入

- 派遣労働会員には、労災保険が適用されます。保険料は連合会が負担します。

あなたの街のシルバー人材センター

県北地域

公益社団法人 福島市シルバー人材センター	TEL:024(531)2511
公益社団法人 二本松市シルバー人材センター	TEL:0243(23)5099
公益社団法人 伊達市シルバー人材センター	TEL:024(577)6022
公益社団法人 本宮市シルバー人材センター	TEL:0243(34)5226
公益社団法人 桑折町シルバー人材センター	TEL:024(582)3194
公益社団法人 川俣町シルバー人材センター	TEL:024(565)5342
公益社団法人 国見町シルバー人材センター	TEL:024(585)3405

県中地域

公益社団法人 郡山市シルバー人材センター	TEL:024(933)0001
公益社団法人 須賀川市シルバー人材センター	TEL:0248(76)1992
公益社団法人 田村市シルバー人材センター	TEL:0247(81)1505
公益社団法人 三春町シルバー人材センター	TEL:0247(62)7308
公益社団法人 小野町シルバー人材センター	TEL:0247(72)2412
一般社団法人 玉川村シルバー人材センター	TEL:0247(37)1390
公益社団法人 鏡石町シルバー人材センター	TEL:0248(62)7171

県南地域

公益社団法人 白河・西郷広域シルバー人材センター	TEL:0248(22)9128
公益社団法人 矢吹町シルバー人材センター	TEL:0248(44)5211
公益社団法人 棚倉町シルバー人材センター	TEL:0247(33)7832

会津地域

公益社団法人 会津若松市シルバー人材センター	TEL:0242(26)1818
公益社団法人 喜多方市シルバー人材センター	TEL:0241(23)1313
公益社団法人 会津坂下地方広域シルバー人材センター	TEL:0242(83)0199
公益社団法人 会津美里町シルバー人材センター	TEL:0242(55)1031
公益社団法人 猪苗代町シルバー人材センター	TEL:0242(62)5203
公益社団法人 南会津町シルバー人材センター	TEL:0241(64)5100
公益社団法人 西会津町シルバー人材センター	TEL:0241(45)2750
一般社団法人 柳津町シルバー人材センター	TEL:0241(41)1445

浜通り地域

公益社団法人 いわき市シルバー人材センター	TEL:0246(22)1722
公益社団法人 そうま広域シルバー人材センター	TEL:0244(36)1283
公益社団法人 南相馬市シルバー人材センター	TEL:0244(23)0880

※派遣事業届出済センターのみご案内しています。

公益社団法人

福島県シルバー人材センター連合会

〒960-8031 福島市栄町10番21号 福島栄町ビル8階
TEL 024-521-6081 FAX 024-521-6086

事業主・
事業所の
皆様へ

シルバー派遣事業のご案内

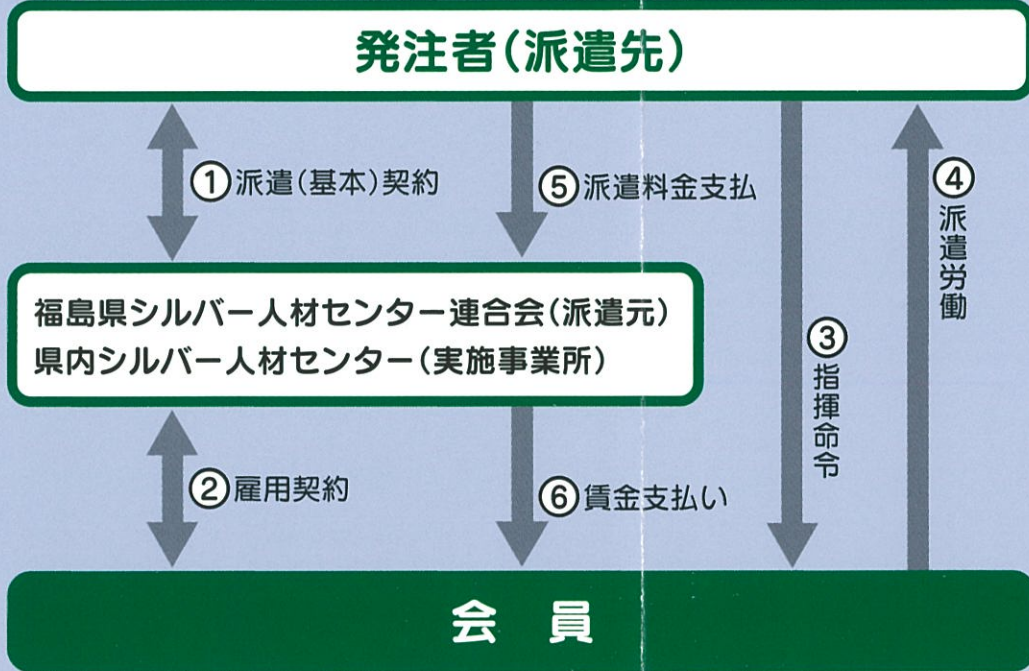


シルバー派遣では、派遣会員に業務の指揮命令ができます。請負・委任ではお引き受けできなかった仕事まで幅広く対応していますので、詳しくはお近くのセンターまでお問い合わせください。

公益社団法人

福島県シルバー人材センター連合会

シルバー派遣事業の仕組み



公益社団法人福島県シルバー人材センター連合会では、高齢者に多様な就業機会を提供するため、請負・委任とは別に、県内シルバー人材センターの会員を民間企業や公共団体等に派遣する「シルバー派遣事業」を実施しています。

シルバー派遣事業の特徴

- ① 経験豊かで、元気な60歳以上の高齢者を派遣いたします。
- ② 多様な業務、多様な働き方に対応します。
- ③ 60歳以上の高齢者派遣ですので、短時間、短期間、忙しい時だけの派遣もできます。
- ④ 高齢者の皆さんに就業先を提供するためのシルバー派遣事業です。公益法人の事業ですので、営利を目的としているものではありません。
- ⑤ シルバー派遣では、次のような就業事例があります。
商品陳列、調理・加工、食品製造、運搬作業、工場内軽作業、介護補助、物品配送・配達、送迎、管理、農業、接客、事務など

「請負・委任」と「シルバー派遣」の違い

	請負・委任による就業	シルバー派遣による就業
1. 会員の就業日数や就業時間数	①臨時的・短期的な就業(月10日間程度) ②厚生労働大臣が定めた軽易な業務(自動車の運転など、週20時間以内)	
2. 発注者との契約当事者	各シルバー人材センター	福島県シルバー人材センター連合会
3. 雇用関係の有無	会員とセンターとの間に雇用関係無し	会員と福島県シルバー人材センター連合会との間に雇用関係有り
4. 発注者の指揮命令	発注者は、会員に指揮命令できない	発注者は、会員に指揮命令できる
5. 業務で使用する器材・設備等	センターが準備、借用する場合は、有償の双務契約が必要	会員は、派遣先の指示により器材・設備等を使用
6. 会員に対する報酬	配分金(雑所得)、源泉徴収の対象にならない	賃金(給与所得)、源泉徴収の対象になる
7. 雇用保険・社会保険の適用	無し	無し
8. 事故の際に適用される保険	シルバー保険	労災保険